



青森県告示第百二十号

平成十三年十二月十七日青森県告示第六百九十号をもって公示した共同漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

年月日 平成十四年三月二十日	免許番号 内共第五十一号	漁業権者の住所及び名称 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一丁目三番地三 大童子川内 水面漁業協同組合	免許の内容 種類 漁業の漁場の漁場の種類 名称 時期 期位 置区 域	存続期間 平成十四年三月二十日 平成十五年八月三十一日まで	制限又は条件 なし
-------------------	-----------------	---	---	-------------------------------------	--------------

青森県告示第百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 漁業権者の名称及び住所  
十三漁業協同組合 北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地
- 二 認可年月日 平成十四年三月二十日
- 三 漁業権の免許番号 内共第五十号
- 四 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限  
まき餌を使用してはならない。

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具、漁法により、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内であれば遊漁してはならない。

魚 種 こい、ふな わかさぎ	漁具、漁法	規 模
	手釣、竿釣	
わかさぎ	たも網	網口径最長部一メートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種 こい、ふな わかさぎ	期 間
	一月一日から十二月三十一日まで
	四月二十一日から六月二十日まで及び九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
市浦地区広域型増殖場	一月一日から十二月三十一日まで
前潟とセバト沼を連結する水路	一月一日から十二月三十一日まで
セバト沼と明神沼を連結する水路	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全	長
こ い	一〇センチメートル	
ふ な	一〇センチメートル	
わかさぎ	七センチメートル	

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
こい、ふな	手釣、竿釣	一日	四〇〇円
わかさぎ	たも網	一年	三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

あらかじめ十三漁業協同組合事務所（北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地）

琴湖園（北津軽郡市浦村大字十三字五月女菴二番地二）に納付すること。

ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日

平成十四年三月二十日

二

1 漁業権者の名称及び住所

大童子川内水面漁業協同組合 西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一番地三

2 認可年月日 平成十四年三月二十日

3 漁業権の免許番号 内共第五十一号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区	域	期 間
JR五能線鉄橋の上流端から河口までの区域		一月一日から十二月三十一日まで
大童子川1号砂防ダム(鮎ヶ沢土木事務所施工、昭和三十七年竣工)の上流端から崩壊の下流端までの区域		一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	一〇センチメートル
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		一日	一年	
あゆ、やまめ	手釣、竿釣			四〇〇円
いわな			一年	三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については右表の額の二分の一の額とする。

(二) 納付の方法

- あらかじめ木村次男(西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎一五一番地三)
- 伊藤商店(西津軽郡深浦町大字柳田字宮崎七〇番地三)
- 藤田商店(西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野二八番地六)
- 派谷商店(西津軽郡深浦町大字岩坂字長谷野八二番地二)

太田釣具店(西津軽郡鮎ヶ沢町大字釣町二九番地)に納付すること。ただし、当該遊漁をする場所においても漁場監視員に納付することができる。

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (二) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (三) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

10 施行の日

平成十四年三月二十日

青森県告示第百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一野渡急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱十一号と標柱十二号を結んだ線は市道中野・座頭石線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	一野渡	野尻	二四の四
二	"	"	"	二六
三	"	"	"	二八
四	"	"	"	三二
五	"	"	"	三三
六	"	"	"	二二九の一
七	"	岡本	"	二三一の一
八	"	"	"	二七
九	"	"	"	二七
十	"	"	"	一一の一
十一	"	"	"	八の一
十二	"	野尻	"	二五 二四の二

青森県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 小久保急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ

線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	八戸市	大久保	小久保	一一の三
二	"	"	"	三の四
三	"	"	"	三の二〇九二
四	"	"	"	三の九二九
五	"	"	"	一一の三

二 久保急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡三戸町	豊川	下原	一九の一
二	"	"	"	三七
三	"	"	"	三七
四	"	"	"	三五の一
五	"	"	"	二〇の五

青森県告示第百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び五所川原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

